

栃木労働局「今月(1月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ > 今月のおすすめ情報



局HPのトップページのここに掲載しています!

① 令和4年度 年末年始無災害運動 (12月1日～1月31日)

○本年度は「**待ってます 元気なあなたに 明るく迎える年末年始**」を運動標語として「年末年始無災害運動」を展開します。

本運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で展開するものです。

令和4年(11月末日現在)の栃木労働局管内の労働災害による**死亡者数は13人**で、**休業4日以上**の死傷者数は**1719人**となっています。

職場全員で「明るく迎える年末年始」のため「年末年始無災害運動」、「Aない声かけ運動!プラス」に取り組みましょう。



年末年始無
災害運動



Aない声かけ
運動!プラス



② 【令和4年】栃木県の最低賃金について

地域別最低賃金 ※栃木県内で事業を営む使用者とその事業に使用される労働者に適用されます。

【効力発生日：2022(令和4)年10月1日】

◆栃木県最低賃金

時間額913円

特定最低賃金 ※栃木県内で以下の特定の事業を営む使用者とその事業に使用される労働者(適用除外労働者を除く)に適用されます。 ※18歳未満または65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

【効力発生日：2022(令和4)年12月31日】

◇電子部品等製造業

時間額971円

◇塗料製造業

時間額1,023円

◆自動車・同附属品製造業

時間額978円

◆はん用機械器具等製造業

時間額970円

◇計量器等製造業

時間額971円

注)1 「各種商品小売業」最低賃金の適用産業の労働者(適用除外労働者を除く)については、令和4年10月1日以降「栃木県最低賃金 時間額913円」が適用されています。

2 最低賃金は、作業場に掲示する等の方法で周知が必要です。

○最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています。ご活用ください。

***業務改善助成金**:生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金。

[問合せ]業務改善助成金コールセンターTEL0120-366-440

***相談窓口**:栃木働き方改革推進支援センター

[問合せ]栃木働き方改革推進支援センターTEL0800-800-8100

詳しくはこちらから↓

栃木県最低賃金についてはこちら



業務改善助成金についてはこちら



③ 休暇をとって、いつもと違う冬を探しに行こう!

○新しい働き方・休み方を実践するために、年次有給休暇を上手に利用しましょう。

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。

●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

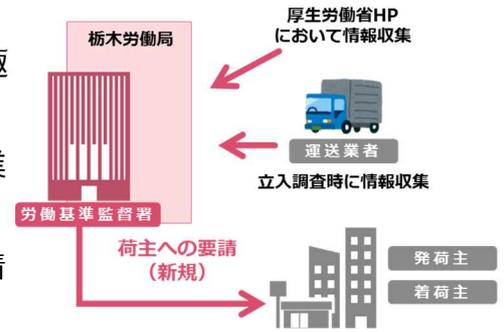


④ 「荷主特別対策チーム」を編成しました！

○道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。

しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあります。

このため、栃木労働局では「荷主特別対策チーム」編成し、発着荷主等に対して要請と働きかけを行うこととしました。



⑤ 「我が社の成長」のために人への投資を行いますか？

◆人材開発支援助成金（人への投資促進コース）新設

○労働者の多様な社員教育に対応するため、eラーニング等オンラインの**定額受け放題サービス**を導入。業務時間の繁忙時期を利用する事で、社員に合った効率的な社員教育を実施。・・・**定額制訓練【新設】経費助成：中小企業60%（大企業45%）**

○労働者の自発的な学び直しの費用を支援するため、**自発的な社員教育の希望者**に、50%以上の経費負担を行う**就業規則に変更**。50%教育訓練費用負担を行った経費に対し助成。・・・**自発的職業能力開発訓練【新設】経費助成：45%**

【問合せ】栃木労働局助成金事務センター TEL028-614-2263



⑥ 求人の申込みには求人者マイページが便利です！

◆求人者マイページは、求人手続きやサービスをオンライン上で受けられる事業所向けの専用ページです。

メリット① いつでも、どこでも求人申込みができます！

・パソコン、スマートフォン等から求人申込みができるので、在宅勤務や出張先からも登録が可能です。

メリット② 過去に出した求人データを活用（転用）できます！

・過去の求人履歴を利用して新たな求人申込みができるので、求人情報を管理しやすくなります。



○求人者マイページの開設はハローワークインターネットサービスからできます。

スマートフォンからも利用可能ですので、是非ともご利用ください。

開設、求人手続きについては、お近くのハローワークにご相談ください。

ご希望があれば、ハローワーク職員が訪問し、開設をお手伝いいたします。

⑦ 雇用維持の確保を支援します！

○雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（令和5年3月まで延長）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所で、休業等により雇用維持を図る事業主に対して助成します。

※経過措置・業況特例について詳しくはこちらから⇒



⑧ 業務によってコロ+感染した場合、労災保険給付の対象となります！

○対象となるのは、

- ・感染経路が業務によることが明らかな場合
- ・感染経路が不明な場合でも、感染リスクが高い業務*に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合

詳しくはこちら⇒



*例えば、複数の感染者が確認された職場での業務、顧客等との近接や接触の機会が多い業務です。